

# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

(平成一六年六月二日法律第六八号)

## 一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

畜産の振興を図るため、農林水産省といたしましては、従来から、家畜の伝染性疾病的の発生の予防及び蔓延の防止に努めてきたところであります。

しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生に関し、農家の届け出が行われず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大するといった事例が生じました。また、本病に関しては、広範囲かつ長期間の移動制限が必要となることから、移動制限の対象となった農家の経営に大きな影響が生じたところであります。このような状況を踏まえ、届け出義務違反に関するペナルティーを強化するとともに、移動制限を受けた農家に対する助成措置を制度化するなど、よりの確に蔓延防止が図られるようにするため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、疾病発生時の届け出義務違反に関するペナルティーの強化であります。家畜等の所有者に交付される手当金について、家畜伝染病の蔓延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、これを支払わないこととするとともに、家畜の所有者が届け出義務に違反した場合の罰則を引き上げることとしております。

第二に、家畜等の移動制限を受けた畜産農家に対する助成の制度化であります。こうした畜産農家に対し、都道府県が売り上げの減少額や飼料費、保管費、輸送費等を助成する場合には、国がその二分の一を負担することとしております。

第三に、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担であります。都道府県の防疫事務の円滑な実施を図るため、従来から国が負担しているものに加え、防護服等の衛生資材の購入費や賃借料、家畜防疫員がみずから患畜等の死体や汚染物品の焼却、埋却を行った場合の費用について、国がその二分の一を負担することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成一六年五月七日)

高木義明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、内閣提出の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、家畜伝染病の蔓延防止措置を講じなかった者に対する手当金の不交付、家畜等の移動制限を受けた畜産農家に対する助成等の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る四月八日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日委員会に

付託されました。

委員会におきましては、同二十一日両法律案を一括して議題とし、亀井農林水産大臣並びに提出者篠原孝君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同二十七日質疑を行いました。

質疑終局後、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から修正案が提出をされ、趣旨説明の後、高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案及び修正案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、両法律案について直ちに採決を行い、まず、高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきましては、修正案は否決をされ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院農林水産委員長報告（平成一六年五月二六日）

岩永浩美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

本法律案は、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、よりの確な蔓延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、家畜伝染病発生農家等に対する経営支援の在り方、鳥インフルエンザの感染原因の究明状況、家畜伝染病の発生と蔓延防止における関係機関の連携の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党の紙理事より家畜所有者の届出義務の拡大と通報義務の新設、移動制限により畜産農家に生じた経営上の損失補償を国、都道府県に義務付けること等の修正案が提出をされました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、亀井農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。